現 行

~ 略 ~

(委員長)

第3条 (略)

(加える)

(加える)

~ 略 ~

(委員会の会議及び議事等)

第9条 (略)

2 委員会の会議は、委員長が招集する。 この場合において、委員に対し、会議を 開く日の2週間前までに、会議の日時、 場所及び審議時間並びに審議の対象と なる消防職員から提出された意見の概 要を、意見を提出した消防職員及び意見 取りまとめ者に対し、会議を開く日まで に当該意見を審議の対象とするか否か の取扱い

___をそれぞれ

通知するものとする。

 $3 \sim 5$ (略)

~ 略 ~

(加える)

<u>第12条</u>・<u>第13条</u> (略)

改正案

~ 略 ~

(委員長)

第3条 (略)

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、 委員長が欠けたとき新たに指名された 委員長の任期は、前任者の残任期間とす る。
- 3 委員長は、これを再任することができ る。

~ 略 ~

(委員会の会議及び議事等)

第9条 (略)

2 委員会の会議は、委員長が招集する。 この場合において、委員に対し、会議を 開く日の2週間前までに、会議の日時、 場所及び審議時間並びに審議の対象と なる消防職員から提出された意見の概 要を、意見を提出した消防職員及び意見 取りまとめ者に対し、会議を開く日まで に当該意見を審議の対象とするか否か の取扱い(審議の対象としない場合にあ っては、その理由を含む。)をそれぞれ 通知するものとする。

3~5 (略)

~略~

(運営上の留意事項)

第12条 消防長及び委員長は、委員会が、 消防職員相互の意思疎通を図るととも に、消防事務の運営に消防職員の意見を 反映しやすくすることにより、消防職員 の士気を高め、もって消防事務の円滑な 運営に資することを旨としていること に鑑み、消防職員が意見を提出しやすい 環境づくり並びに委員会の公正性及び 透明性の確保に努めなければならない。

第13条・第14条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日(以下「施 行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に委員長である 者の任期は、この規則による改正後の寒 川町消防本部消防職員委員会に関する 規則第3条第2項の規定にかかわらず、施 行日から起算して1年を超えない範囲に おいて消防長の定める日までの期間と する。